

テーマ：「平成30年建築基準法改正（未施行分）及び建築物省エネ法の改正について」

令和元年度の法令懇談会は、令和2年2月14日（金）午後3時から5時まで本会の会議室において開催しました。講師を除いて24名の参加がありました。

今回は、日本ERI（株）名古屋支店で確認審査を担当されている 上村勇樹氏と安井淑子氏から、パワーポイント及び配布資料により詳しくかつ分かり易く説明して頂きました。

具体的には、「1. 平成30年建築基準法改正（未施行分）について」で平成30年に公布された改正建築基準法のうち、告示等がまだ公布・改正されておらず実際には未施行状態で4月1日に施行が予定されている項目を中心に説明がありました。

続いて、「2. 建築物省エネ法の改正について」では、2021年4月から施行が予定されている床面積が300㎡超の非住宅（中規模建築物）に係る「省エネ適判」や「届出」に係る変更について図表等によりわかりやすく丁寧に説明していただきました。

今回の建築基準法や建築物省エネ法の改正は業務に直結する関心の深い内容であるため、資料がボリュームのあるものになったにもかかわらず、参加者は熱心に講師の説明を聴いていて、改正内容に関する理解がかなり深まったのではないかと思います。

また、予定時間まで質疑応答も活発に行われ、午後5時に閉会しました。

